

泉大津市緑化推進購入助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、樹木、観葉植物及び用土（以下「樹木等」という。）を購入することについて、その一部を助成する泉大津市緑化推進購入助成事業（以下「事業」という。）を実施することにより、身近なみどりに対して愛着をもち、育てることで、みどりがまちに広がることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどりの購入助成券 樹木等を購入する場合に、その料金の一部を助成することを目的として、市が発行する助成券をいう。
- (2) 記念日 記念日は、次に定める日をいう。
 - ア 誕生 出生日
 - イ 住居の新築又は購入 引き渡し日
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に本市に住民登録を有し、かつ居住している者のうち、満1歳に満たない者を看護するものをいう。
- (4) 住居 専用住宅及び併用住宅で住宅部分が建物の2分の1以上を占める新築住宅又は建売住宅等をいう。
- (5) 店舗 市内に店舗を有し既に樹木等の販売実績があり、かつ、本事業の趣旨に賛同する店舗をいう。

(交付の事由及び助成対象者)

第3条 みどりの購入助成券の交付の事由及び助成対象者は、次のとおりとする。

- (1) 誕生 令和2年4月1日以後に出生した子の保護者で、本市に住民

登録を有する者。

- (2) 住居の新築又は購入 令和4年4月1日以降に市内に住居を新築又は購入した者で、本市に住民登録を有する者。

(みどりの購入助成券の交付申請)

第4条 助成対象者が助成を受けようとするときは、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券交付申請書(様式1号)に、身分が証明できるもの及び当該記念日が確認できるものを添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類等の添付を省略することができる。

2 前項の規定による申請(以下「助成申請」という。)は、当該記念日(予定の日を含む。)の6か月前の日から記念日以後1年を経過する日までに行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と助成対象者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を利用して、前項の期間に電子情報処理組織に申請内容を記録した場合は第1項に規定する申請があったものとする。

(みどりの購入助成券の額等)

第5条 みどりの購入助成券の額は、1枚2,000円とし、交付の事由1件に対して、1枚を限度として交付するものとする。

2 事業の助成を受けることができる期間は、みどりの購入助成券の交付を受けた日から1年間(以下「助成対象期間」という。)とする。

(みどりの購入助成券の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による助成申請があった場合は、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券(様式2号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によりみどりの購入助成券を交付したときは、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券交付台帳（様式3号）にその旨を記録し、みどりの購入助成券の交付状況を常に明らかにしておかなければならない。

（指定事業者）

第7条 この要綱による事業で利用できる店舗として指定を受けようとする者は、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券取扱事業者指定申請書（様式4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定申請書の提出があった場合は、事業で利用できる店舗として適当と認める事業者を泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券取扱事業者（以下「指定事業者」という。）として指定し、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券取扱事業者指定書（様式5号）を交付するものとする。

（指定事業者の取消等）

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定事業者の責めに帰すべき事由により事業を継続することができないと認めるときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定事業者が指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 取扱店の故意による不正使用等があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (5) その他みどりの購入助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券取扱事業者指定取消書（様式6号）により、指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、指定事業者が第1項第3号及び第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領したみどりの購入助成券に対して支払いを受けた

額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 4 指定事業者は、第1項の規定による指定事業者の取消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができないものとする。
- 5 第1項の規定により、市長が指定事業者の指定を取り消した場合において、指定事業者であったものが既に受領したみどりの購入助成券を有する場合は、当該みどりの購入助成券に係る請求を行えるものとする。

(みどりの購入助成券の利用等)

第9条 みどりの購入助成券の交付を受けた助成対象者（以下「受給者」という。）は、助成対象期間内に第7条第2項で指定を受けた指定事業者で樹木等を購入する際に、みどりの購入助成券を利用することができる。

- 2 前項の場合において、購入しようとする樹木等の額がみどりの購入助成券の額面を越えた場合は、その差額は受給者において負担するものとし、又、みどりの購入助成券の額面を下回った場合は、その差額の払戻しはしないものとする。

- 3 みどりの購入助成券の有効期限は、助成対象期間の末日までとし、有効期限を過ぎたみどりの購入助成券は無効とする。

- 4 紛失によるみどりの購入助成券の再発行は行わない。ただし、みどりの購入助成券を汚損した場合に限り、汚損したみどりの購入助成券と引き換えに新たなみどりの購入助成券を交付できるものとする。

- 5 前項に該当し、みどりの購入助成券の交換を希望する者は、泉大津市緑化推進購入助成事業みどりの購入助成券交換申出書（様式7号）を市長に提出しなければならない。

(受給者の変更)

第10条 受給者は、交付申請の内容に変更があったときは、速やかに泉大津市緑化推進購入助成事業交付申請内容変更届出書（様式8号）により市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第 1 1 条 受給者は、交付を受けたみどりの購入助成券を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

(みどりの購入助成券の返還等)

第 1 2 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用のみどりの購入助成券があった場合は、みどりの購入助成券の返還を命ずることができる。

- (1) 受給者が死亡し、又は市外に転出したとき。
- (2) 正当な理由なく第 1 0 条の届出を怠ったとき。
- (3) みどりの購入助成券を第三者に譲渡したとき。
- (4) みどりの購入助成券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚偽その他不正の行為により、みどりの購入助成券の支給を受けたとき。
- (6) その他、みどりの購入助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項第 3 号から第 5 号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用したみどりの購入助成券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成金の請求手続)

第 1 3 条 指定事業者は、みどりの購入助成券を受領した日が属する年度の 3 月 3 1 日までに泉大津市緑化推進購入助成事業助成金交付請求書(様式 9 号)に受領したみどりの購入助成券を添付し、市長に請求するものとする。ただし、市長が、特に必要があると認めたときは、年度途中においても実績にあわせて助成金の一部を交付することができる。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適当と認めたときは、請求のあった日から 3 0 日以内に支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、

この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。